

報酬基準

～一般顧問料等～

◆ 顧問報酬に含まれるもの

記帳指導、月次帳簿作成、経営アドバイス、税務相談、事業所への毎月訪問。

※顧問報酬は事業所の訪問頻度によって異なります。

2か月に1回訪問の場合	毎月訪問の報酬より5,000円割引
3か月に1回訪問の場合	毎月訪問の報酬より10,000円割引
ご来所頂く場合	毎月訪問の報酬より3,000円割引

◆ 決算報酬に含まれるもの

法人の場合：法人税、住民税、事業税の申告書の作成、税理士法30条の書面添付

個人の場合：所得税の確定申告の作成、税理士法30条の書面添付

※税理士法33条の2の書面添付は下記の通り別途料金が発生します。

◆ 顧問報酬・決算報酬以外に料金が発生するもの（必要な場合のみ）

消費税の申告書作成報酬	20,000円 ～ 50,000円
年末調整事務手数料	14,000円 ～
償却資産税申告書作成料	11,000円 ～ 15,000円程度
株主総会及び役員会議議事録の作成報酬	10,000円程度
税務調査立会報酬	30,000円 ～ 60,000円程度/日
修正申告・更正の請求書の作成報酬	別途見積もりいたします。
税務上の届出書その他の書類の作成報酬	別途見積もりいたします。
税理士法33条の2の書面添付	50,000円＋決算報酬×20%

（税抜）



名古屋総合税理士法人

名古屋市千種区春岡1-4-8ESSE池下2F TEL：052-762-0555 FAX：052-762-0543 HP：<http://hosoe-tax.com>/E-MAIL：info@hosoe-tax.com